

川崎市消防職員の懲戒処分の基準及び懲戒処分に係る公表の基準

（ 1 4 川消人第 1 2 9 8 号 ）
平成 1 4 年 1 2 月 1 6 日

懲戒処分の基準

1 目的

この定めは、懲戒処分に関する透明性を確保するとともに、職員の服務義務に対する理解を高めることを目的とするものである。

2 懲戒処分の種類

職員の懲戒は、地方公務員法(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)第 2 9 条第 1 項の規定に基づき、①地方公務員法等に違反した場合 ②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 ③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に、これらを事由として戒告、減給、停職又は免職のいずれかの処分を行うこととされている。

3 懲戒処分の意義等

(1) 懲戒処分の意義

懲戒処分は、職員の服務義務違反に対して公務員関係の秩序を維持するために、消防長が任命権者として職員の道義的責任を追及して科する処分である。

(2) 懲戒処分の性格

任命権者は、懲戒処分をするかどうか、いずれの処分を選択するかは、裁量権の範囲を逸脱しない限り、自由裁量によって決定できるものとされている。

4 処分量定の決定に当たって

職員の違反行為に対しては、厳正な処分を行うのは当然であるが、懲戒処分は不利益処分でもあり、単に厳しければ良いというものではなく、公平、

公正であることはもちろん、広く納得性が得られるものでなければならない。

処分量定を決定するに当たっては、①非違行為の動機、態様及び結果がどのようなものであったか ②故意や過失の度合いがどうであったか ③非違行為を行った職員の職責、また、その職責と非違行為との関係をどのように評価するか ④他の職員や社会に与える影響はどのようなものであったか ⑤過去に非違行為を行っているか ⑥非違行為を行った後の職員の対応がどのようなものであったか等のほか、適宜日ごろの勤務態度等も考慮のうえ総合的に判断するものとする。

5 処分量定の標準

別表に掲げる目安となる処分を標準として、前記4に照らし、加重等を行って処分量定を決定するものとする。

なお、別表に掲げる以外の非違行為については、前記の取扱いを参考として、処分量定を決定するものとする。

別 表

処分量定の標準

※免＝免職、停＝停職、減＝減給、戒＝戒告

事 由		代表的な事例	目安となる処分			
1 一般服務 関係	(1) 欠勤・不参	ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた。			減	戒
		イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた。		停	減	
		ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた。	免	停		
	(2) 遅刻・早退	正当な理由なく勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた。				戒
	(3) 休暇の虚偽申請	病気休暇・特別休暇等について虚偽の申請をした。病気休暇又は心身の故障を理由とする休職の期間中に遊興する等により療養に専念していないと認められる場合も同様とする。		停	減	戒
	(4) 勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、又は職務遂行にあたり上司の命令に従わない等により公務の運営に支障を生じさせた。			減	戒
	(5) 職場内秩序を乱す行為	ア 暴行により職場秩序を乱し、公務の運営に支障を生じさせた。		停	減	
		イ 暴言等により職場秩序を乱し、公務の運営に支障を生じさせた。			減	戒
	(6) 虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行った。			減	戒
	(7) 守秘義務違反	職務上知ることのできた秘密を漏らした。なお、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合は免職又は停職とする。			減	戒
	(8) 営利企業等従事	許可を得ず、営利を目的とする会社等の役員等を兼ね、若しくは、自ら営利を目的とする私企業を営み、又は、報酬を得て事業等に従事した。			減	戒
	(9) 個人の秘密情報の目的外収集等	正当な理由なく個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した。なお、その情報等を不当な目的に使用した場合は、免職、停職又は減給とする。			減	戒
(10) 個人情報の漏えい等	ア 過失により、個人情報を漏えいし、紛失し、又は盗まれ、公務の運営に支障を生じさせた。			減	戒	
	イ 個人情報が記録された可搬媒体を正当な理由なく外部に持ち出してインターネットに接続された個人所有パソコンで取り扱う等、インターネット上に個人情報を漏えいさせる危険性が高い行為をした。				戒	
(11) 入札談合等に関与する行為	市が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った。	免	停			
(12) 公文書の不適正な取扱い	ア 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した。		免	停		
	イ 決裁文書を改ざんした。		免	停		
	ウ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた。		停	減	戒	

※免＝免職、停＝停職、減＝減給、戒＝戒告

事 由	代表的な事例	目安となる処分				
2 わいせつ行為、ハラスメント等	(1) わいせつ行為等	ア 強制性交、強制わいせつ等の行為をした。	免	停		
	イ 公共の場所又は乗物において痴漢行為をした。	免	停	減		
	ウ 18歳未満の者に対して、法律や条例等に違反して淫行をした。	免	停			
	エ 法律や条例等に違反して盗撮、のぞきその他のわいせつな行為を行った。なお、悪質性、常習性が高い場合は、免職、停職又は減給とする。		停	減	戒	
	(注) 法律・条例等とは、主に次に掲げるものをいう。 ・ 刑法 ・ 軽犯罪法 ・ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 ・ 神奈川県青少年保護育成条例 ・ 神奈川県迷惑行為防止条例					
	(2) セクシュアル・ハラスメント	ア 職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした。	免	停		
	イ 相手の意に反することを認識のうえで、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な手紙・電子メールの送付、身体的な接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した。なお、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合は、免職又は停職とする。		停	減		
	ウ 相手の意に反することを認識のうえで、わいせつな言辞等の性的な言動を行った。			減	戒	
	(3) パワー・ハラスメント	ア パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた。		停	減	戒
	イ パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した。		停	減		
ウ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた。	免	停	減			

※免＝免職、停＝停職、減＝減給、戒＝戒告

事 由		代表的な事例	目安となる処分			
3 公務上非 行	(1) 収賄	職務に関して賄賂を收受、要求、約束した。	免			
	(2) 横領	公金又は公物を横領した。	免			
	(3) 窃取	公金又は公物を窃取した。	免			
	(4) 詐取	人を欺いて公金又は公物を交付させた。	免			
	(5) 紛失	公金又は公物を紛失した。				戒
	(6) 盗難	重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った。				戒
	(7) 公物損壊	故意に職場において公物を損壊した。			減	戒
	(8) 失火	過失により職場において公物の出火を引き起こした。				戒
	(9) 諸給与の不正受給	虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した。			減	戒
	(10) コンピュータの不適 正使用	職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で 使用し、公務の運営に支障を生じさせた。			減	戒
4 公務外非 行	(1) 放火	放火した。	免			
	(2) 殺人	人を殺した。	免			
	(3) 傷害	人の身体を傷害した。		停	減	
	(4) 暴行・けんか	暴行を加え、又は喧嘩をしたが傷害するにいたらなかった。			減	戒
	(5) 器物損壊	故意に他人の物を損壊した。			減	戒
	(6) 横領	ア 自己の占有する他人の物を横領した。	免	停		
		イ 遺失物等、占有を離れた他人の物を横領した。			減	戒
	(7) 窃盗・強盗	他人の財物を窃取した。	免	停		
	(8) 詐欺・恐喝	人を欺き財物を交付させ、又は人を恐喝し財物を交付させ た。	免	停		
	(9) 麻薬・覚せい剤	麻薬・覚せい剤等の所持又は使用をした。	免			
	(10) 賭博	賭博をした。なお、常習で行っていた場合は停職とする。			減	戒
	(11) 酩酊による粗野な言 動等	酩酊して、公共の場所や乗り物において、公衆に迷惑をかけ るような著しく粗野又は乱暴な言動をした。			減	戒
(12) ストーカー行為	つきまとい等のストーカー行為をした。	免	停	減		

※免＝免職、停＝停職、減＝減給、戒＝戒告

事由	代表的な事例	目安となる処分					
5 交通事故・交通法規違反等	(1) 飲酒運転での交通事故（人身事故）	ア 酒酔い運転で人を死亡させ、又は傷害を負わせた。	免				
		イ 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は傷害を負わせた。	免	停			
	(2) 飲酒運転以外での交通事故（人身事故）	ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた。	免	停	減		
		イ 人に傷害を負わせた。		停	減	戒	
	(3) 交通法規違反等	ア 酒酔い又は酒気帯び運転をした。	免	停			
		イ 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした。		停	減	戒	
		ウ 飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒を勧め、又は職員の飲酒を知らながら当該職員が運転する車両に同乗した。	免	停	減		
	(注) 事故後の救護、危険防止等の措置義務違反をした場合は量定を加重する。						
	6 政治的行為関係	(1) 政治的行為の制限違反	ア 政党その他の政治的団体の結成に関与等し、又は、これらの団体の構成員となるようになどの勧誘運動をした。	免	停		
			イ 特定の政治目的をもって、違法に、公の選挙等において投票するようになどの勧誘運動をし、署名運動に積極的に関与し、又は、寄付金等の募集に関与した。	免	停		
ウ 特定の政治目的をもって、文書若しくは図画を庁舎、施設等に掲示等し、又は、庁舎、施設等を利用するなどした。			免	停			
エ 違法な政治的行為を行うよう他の職員に求めるなどし、又は、違法な政治的行為を行うなどの代償若しくは報復として、職員の地位に関し、利益若しくは不利益を与えるなどした。			免	停			
(2) 違法な選挙運動等		公職選挙法又は政治資金規正法に抵触する選挙運動等を行った。	免	停			
7 情報システム関係	(1) ネットワークの不正利用	個人が所有するパソコン等を許可なくネットワークに接続し、利用した。			減	戒	
	(2) 不正アクセス	不正にネットワークにアクセスし、又は、不正にアクセスすることどまらず情報システム等の破壊若しくは改ざんをした。	免	停	減		
	(3) 不正アクセス等のほう助	ID等の識別符号を第三者に提供し、不正行為を生じさせた。	免	停	減		
	(4) 不正プログラム等の利用・ウイルス感染	故意に、不正プログラム等を利用し、又は、ウイルスを感染させることにより、情報システム等を破壊し、又は、ネットワーク等の適正な運用を妨げた。	免	停			
	(5) 不正操作	故意に、不正なデータをデータベース等に入力し、又は、データベース等から不正にデータを消去した。	免	停			
8 監督責任関係	(1) 非行の隠ぺい、黙認	部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した。		停	減		
	(2) 指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いた。			減	戒	

消防職員の懲戒処分に係る公表について

消防長が懲戒処分を行ったときは、人事管理に関する透明性を高め、もって本市消防行政への市民の信頼の確保を図るため、次のとおり市議会、報道機関等への情報提供（以下「公表」という。）を行うこととする。

1 公表の対象とする処分

公表の対象とする処分は、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分（免職、停職、減給及び戒告）とする。

2 公表の対象とする処分の例外

- (1) 懲戒処分を行った場合で、被害者若しくはその保護者等がその事件を公表しないよう求め、又は公表することにより被害者が特定される可能性が高いと見込まれ、当該被害者のプライバシー等の保護が十分果たせなくなる恐れがあるときは、当該保護を優先することとするため、懲戒処分であっても公表しないこととする。
- (2) 懲戒処分に至る経過として行った分限処分（以下「分限処分」という。）は公表することができるものとする。
- (3) 懲戒処分と同時に行った管理監督者の責任を問う懲戒処分以外の文書訓戒等の処分（以下「文書訓戒等の処分」という。）は、公表することとする。

3 公表及びその内容

- (1) 公表する内容は、懲戒処分（分限処分を含む。）又は文書訓戒等の処分を受けた職員の局の名称並びにその者の職位（係員、係長、課長、部長又は局長の別をいう。）、年齢、性別、処分内容、処分理由及び処分年月日とする。ただし、免職の場合にあっては、当該処分を受けた職員の氏名及び所属する署、課、隊（部付けの担当にあっては、当該部）の名称も公表する。
- (2) (1)の一部のみをもって公表することにより2(1)の趣旨を妨げないときは、当該一部の内容をもって公表することとする。
- (3) 刑事事件で現行犯逮捕され、所管庁が既に氏名等を公表している等の状況があるため、公表することにより懲戒処分を受けた職員が特定される場合であっても、公表することとする。この場合において、氏名及び勤務の状況についても公表できるものとする。
- (4) 文書訓戒等の処分を受けた職員が特定される場合であっても、公表することとする。

4 公表する時期等

- (1) 懲戒処分を行ったときは、速やかに公表することとする。
- (2) 分限処分及び文書訓戒等の処分の公表は、懲戒処分の公表と同時に行うこととする。
- (3) 公表は、3 (1) 又は (2) の内容を記載した書面をもって行うこととするが、必要な場合は、説明の機会を設けて行うこととする。ただし、公表資料を本市のホームページに登載する際には、3 (1) ただし書きの内容は記載しないこととする。

5 公表の実施等

1 から 4 までの公表に関する事項については、平成 14 年 12 月 16 日 (3 (1) ただし書き及び 4 (3) ただし書きについては、令和 2 年 1 月 31 日) から実施し、同日以降懲戒処分した事例から適用することとする。